



Title	『諏方大明神画詞』の受容史：国譲り神話の扱いを中心に
Author(s)	間枝, 遼太郎
Citation	国語国文研究, 160, 16-30
Issue Date	2023-03-20
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/91668">https://hdl.handle.net/2115/91668</a>
Type	journal article
File Information	160-2.pdf



# 『諏方大明神画詞』の受容史

—— 国譲り神話の扱いを中心に ——

間 枝 遼太郎

## 一 はじめに

諏訪の信仰・歴史・文化をめぐる研究において、これまで「中世の諏訪信仰を窺い知る一つの目安、ときとして根本史料のように扱われてきた」<sup>(1)</sup>の『諏方大明神画詞』（以下『画詞』）であった。しかし、二本松康宏氏が指摘したように、『画詞』は（諏訪円忠による京都における諏訪信仰の再創造）という側面を持つ文献であり、必ずしも諏訪地方の諏訪社本社の信仰やそこで語られていた縁起譚をそのまま記しているとは限らない。また、『画詞』はその成立以降すぐに諏訪地方におけるスタンダードな縁起書として扱われるようになったわけでもない。それでは一体『画詞』はどのように取り扱われ受けとめられていったのか——その点の追究が諏訪信仰史を構築する上で必要となる。

本稿では主に、国譲り神話や洩矢との戦いの物語といった、他文

献にも類話が確認できる縁起譚の展開に関して、『画詞』がいかなる形で影響を与えたか、あるいは与えなかったのかを検討することを通じて、『画詞』の受容の様子、そして諏訪信仰の中で展開する種々の縁起の間における『画詞』の位置付けを確認していく。特に国譲り神話は、『画詞』に載るものには特徴的な省略・改変が加えられているため、『画詞』と他文献との連関の様子を判断しやすく、その影響関係を見る上で注目できる。また同時にこの作業は、諏訪の神タケミナカタの不名誉な経歴を語る国譲り神話がどのようにして諏訪に受け入れられていったのか、という点の通史的把握にも資するものとなるだろう。

## 二 『画詞』の国譲り神話

諏訪明神の縁起に国譲り神話を取り入れられるようになるのは、『画詞』がそのはじまりであったと考えられる。タケミナカタが登

場する形式の国譲り神話を記載する文献として代表的なものは『古事記』および『先代旧事本紀』（以下『旧事本紀』）であるが、それら『古事記』や『旧事本紀』も、享受できる者は限られていた。その中で、『旧事本紀』の写本を伝える京都の卜部氏と接触し、内容を  
知る機会を得られたのが、『画詞』の編者である諏訪円忠であった。  
そうして『画詞』には、その冒頭に『旧事本紀』からの引用という  
形で次のような神話が記載されることとなる。

旧事本紀二曰、天照太神ミコトノリシテ経津主<sup>取</sup>神<sup>社</sup>、武甕槌<sup>常</sup>神<sup>州</sup>、二柱ノ神ヲ出雲国ニ降タテマツリテ、大己貴<sup>常</sup>命<sup>州</sup>ナリ。  
ニ向テノタマハク、葦原ノ中津国者我御子ノシラスベキ国ナリ。  
汝マサニ此国ヲモテ天ノ神ニ奉ンヤ。大己貴ノ命申サク、我子  
事代主<sup>神</sup>ノ神ニ問テ返事申サント申。事代主ノ神申サク、我子  
我父ヨロシクマサニサリ奉ルベシ、ワレタガウベカラズト申。  
又、我子建御名方、諏方社ノ神、千引ノ石ヲ手末ニサ、ゲテ来  
テ申サク、是我国ニキタリテ、シノビテカクイフハ、シカウシ  
テ力クラベセント思。先ソノ御手ヲ取テ、即氷ヲ成立、又、劍  
ヲ取成、**①**科野国州羽ノ海ニイタル**②**トキ、建御名方ノ  
神申サク、**③**ワレ此国ヲ除者、他処ニ不行<sup>云</sup>。是則当社垂跡  
ノ本縁也。

『画詞』には諏訪明神の垂迹に関わる縁起譚として〈国譲り神話〉  
と〈洩矢と藤嶋明神の戦い〉の二種の話が記されているが、その中  
でも諏訪明神の由来を説く話として中心に据えられているのが、こ  
の前者の国譲りである。ただし、『画詞』の国譲り神話は『古事記』  
や『旧事本紀』とは大きく異なるものになっている。

『古事記』『旧事本紀』の国譲りでは、タケミナカタは天の使者と  
の力比べに敗北し、逃げた先の諏訪で殺されかけ、命乞いをして国  
を譲ることを約束する。それに対し、『画詞』ではタケミナカタは敗  
走せず、殺されかけることもなく、命乞いもしない。これは主に右  
の引用部分に**①**（『旧事本紀』ではここに「刃故尔懼而退居尔欲  
取建御名方神手乞帰而取者如取若葦搯批而投離即逃去因追往而追」<sup>5</sup>  
が入る）、**②**（『旧事本紀』ではここに「将殺」が入る）、**③**（『旧  
事本紀』ではここに「恐矣莫殺我」が入る）で示した『旧事本紀』  
からの省略箇所が存在することによって発生している差異であり、  
またそれは卜部氏が伝えた『旧事本紀』の抄出テクストが諏  
訪社に都合のいいように省略されたものであったことに起因する変  
容であった。それらのタケミナカタの不名誉な記述の省略が、諏訪  
明神を称揚する縁起譚として国譲り神話を位置付けることを可能に  
しているのである。<sup>6</sup>『画詞』の国譲り神話の最大の特徴はこの点に  
ある。『画詞』に収録される縁起譚は基本的に諏訪・鎌倉などの東国  
に存在した資料を円忠が収集して再編成したものが多くを占めるた  
め、その内容には中世の諏訪地方の（『画詞』とは直接の関係がない）  
現存資料とも共通性を見出せる場合があるのであるが、一方でタケ  
ミナカタの登場する国譲り神話は本来諏訪には伝わっていなかった  
と見られる話であること、しかも〈『画詞』の中の国譲り神話〉の内  
容に関しては明確に『画詞』以前の諏訪には存在し得ないものであ  
ることから、この『画詞』式の国譲り神話の存在が、他文献への『画  
詞』の影響を考える際に参考になる。

なお、省略箇所のある『旧事本紀』の文の引用は、次に掲げるよ

うに、円忠が『画詞』を利用・再構成して編んだ仏教儀礼テクスト『諏方大明神講式』(以下『講式』)においても部分的になさされている。

然見<sup>①</sup>彼本紀文<sup>②</sup>、当社明神者、建御名方神是。則素盞鳥尊神孫大己貴神之息神也。旧事本紀第三曰、到<sup>③</sup>科野国洲羽海<sup>④</sup>。

之時、建御名方神曰、**③**我除<sup>⑤</sup>此地<sup>⑥</sup>者不<sup>⑦</sup>行<sup>⑧</sup>他<sup>⑨</sup>处<sup>⑩</sup>。吾不<sup>⑪</sup>違<sup>⑫</sup>我父大國主神之命<sup>⑬</sup>、不<sup>⑭</sup>違<sup>⑮</sup>兄八重事代主神之言<sup>⑯</sup>。此輩原中国者、随<sup>⑰</sup>天神御子命<sup>⑱</sup>献矣。又曰、建御名方神坐<sup>⑲</sup>信濃国諏方郡諏方神社<sup>⑳</sup>。既是和国根本之靈神也。豈非<sup>㉑</sup>日本草創之本主<sup>㉒</sup>哉。彼記不<sup>㉓</sup>可<sup>㉔</sup>疑。此說尤<sup>㉕</sup>可<sup>㉖</sup>信者也。<sup>(7)</sup>

ただし、ここに書かれる『旧事本紀』の内容はわずかにタケミナカタの血縁関係・台詞と「諏方神社」の情報程度で、これを見るだけでは全体としてどのような話であるのか理解し難い。叙述の分量としても、この直後にもう一つの垂迹譚として書かれる「当社縁起」(魔王の化身である美教大臣・洩矢と諏訪明神の争いの縁起譚。美教大臣・洩矢を物部守屋と同一視する)に費やされた字数の方が著しく多い。「彼記不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>疑。此說尤<sup>可</sup>信者也」と書かれてはいるものの、仏教儀礼のためのテクストである『講式』において主眼となるのはあくまで天竺からの垂迹や魔王との因縁をめぐる仏教的な縁起譚である。「当社縁起」を語ることであり、実際に『講式』の記事の中で後世に大きな影響を与えたのも、『旧事本紀』の部分的な引用の箇所ではなく「当社縁起」の内容であった(これによって、後の諏訪の言説では、土着の存在たる洩矢が物部守屋として扱われることが多くなる<sup>8)</sup>)。諏訪円忠の編著に関しては、主に『画詞』が(国譲り神話)、『講式』が(洩矢との戦い)の展開にそれぞれ関わって

いくこととなる。

### 三 中世の諏訪明神垂迹譚と国譲り神話

京都諏訪氏の祖・諏訪円忠の手になる『画詞』は、諏訪本社のある諏訪地方で作られた縁起でなく、あくまで京都で作られた縁起であり、当初は京都でのみ読まれた縁起だった<sup>9)</sup>。『画詞』が成立したからといって、そこに書かれたことがひとりで信州の諏訪地方にも広まるというわけではないことである。すなわち、諏訪地方に『画詞』の内容が運ばれ定着するには、写本の流入・公開・拡散のような相応の契機が必要であったのであるが、拙稿『諏方大明神画詞』諸本考(『国語国文研究』第百五十七号、二〇二一年八月)で検討した諸本の書写年代の問題——信州に分布する諸本の祖本となつている権祝本は十七世紀を遡る写本ではない——とあわせて考えると、中世の諏訪地方においては『画詞』の内容を本格的に受容する機会は著しく限られていたのではないかと疑われる。現に、近世の諏訪地方の文献には後述するように『画詞』の影響を受けた国譲り神話を記すものが存在するのに対し、中世の諏訪地方およびその近辺においては、『画詞』と同様の国譲り神話をはっきりと記す文献は見られない。

以下、関係する文献の例を挙げ、中世諏訪における『画詞』のあり方を確認する。

① 『諏訪信重解決』

室町時代頃の諏訪上社の縁起『諏訪信重解決』（以下『信重解決』）が記す諏訪明神垂迹譚では、

右、謹検旧貫、当御昔者守屋大臣之所領也。大神天降御之刻、大臣者奉饗明神之居住、勵制止之方法、明神者廻可為御敷地之秘計。或致諍論、或及合戦之處、兩方難決雌雄。

と、「大神」（諏訪明神）は「天降」った存在であると描かれており、『画詞』のような国譲り神話への言及は一切ない。諏訪明神が天降るといふこの認識は中世の諏訪信仰の中では特殊なものではなかったように、諏訪社の有力な分社の一つである信濃国佐久郡松原諏訪神社の南北朝・室町時代頃の縁起『伊那古大松原大明神縁起』でも、諏訪明神の垂迹の様子は「現<sup>三</sup>垂迹<sup>一</sup>、出<sup>三</sup>法性都<sup>一</sup>、自<sup>三</sup>高天之原<sup>一</sup>分<sup>三</sup>天地<sup>一</sup>、天降之時<sup>11</sup>」と、「高天之原」からの「天降」として描かれている。なお、金沢文庫に伝わる正和二年（一二三三）写の『陂波私注』は諏訪明神が「八叫鈴」「真澄鏡」「唐鞍」の三つの神宝を携えて天竺から諏訪へ来たことを断片的に記すが、これは『信重解決』において諏訪明神が天降りの際に「真澄鏡」「八栄鈴」「唐鞍」「響」などを携えていたと記されるのと通じる。諏訪社を中心とする中世東国の諏訪明神縁起においては、そのように国譲り神話とは異なる物語によって明神の垂迹を説くのが常であった。

なお、『信重解決』所載の縁起譚のうち、田村麻呂の高丸討伐譚に關しては、『画詞』にも類似した話が記載されている。ただし、『信重解決』の高丸討伐譚には字句レベルで『画詞』と一致する箇所が（その記述自体の量の多さに比して）著しく少ないこと、また『画詞』

オリジナルの国譲り神話に加えて神功皇后三韓出兵譚などの『画詞』の他の主要な縁起譚の多くも『信重解決』には記されていないこと、さらに『信重解決』の冒頭で諏訪明神の垂迹譚として記される「守屋大臣」（講式）の影響により物部守屋と同一視された洩矢」と諏訪明神の争いが、『画詞』における「洩矢」の話とは全く異なるものになっていることなどを考慮すると、やはり『信重解決』は『画詞』を直接参照してはいないと判断される。『信重解決』の高丸討伐譚の話の流れが『画詞』と似たものとなっているのは、『画詞』が素材とした（諏訪あるいは鎌倉などの東国に伝わっていた）高丸討伐譚と近似した話を『信重解決』も同様に採録したということだろう。

② 『諏訪講之式』

室町時代頃の『諏訪講之式』には諏訪明神の別名として様々な神名が挙げられており、その筆頭として、

或云健御名方ノ尊ト、或云伊勢津彦ノ尊ト、且ハ名三天照太神ノ魂神ト、且ハ号三巳貴尊ノ権体ト、亦称三広田明神ト、亦ハ称ス三事代主尊ト。下宮ヲ亦タ八坂ノ姫ノ之云三豊姫神ト。

と「健御名方尊」の名も見える。ただし触れられるのは神名のみで、国譲り神話はやはり描写されていない。

また、『諏訪講之式』の第一讚には諏訪明神の事績が列挙される箇所があり、そこには神功皇后の三韓出兵、田村麻呂の高丸討伐、開成王子の般若書写、良忍上人の念仏勧進、善光寺への影向といった『画詞』とも共通する事柄がごく簡単に記されている。ただ、当該箇所善光寺の次に掲げられる「延曆寺山王権現ノ祠壇ニハ契ルニ永代之

止住<sup>マ</sup>」（山王七社権現の八王子・三宮を諏訪明神とする説（『溪嵐拾葉集』等所載）にまつわる話であったと見られる）に相当する縁起譚は『画詞』にはない。三韓出兵や高丸討伐などに触れるにもかかわらず『画詞』で最も他書と差異がある国譲り神話には触れないことともあわせて、一連の記述がやはり『画詞』ではない別の情報源に拠っていることを窺わせる。加えて、『諏訪講之式』第四讚にはモリヤと諏訪明神の争いも記載されているが、やはり『信重解決』と同様に、『画詞』とは異なる（『講式』の影響を受けた）「守屋大臣」の話となっている。

なお、タケミナカタという神名が国譲り神話を伴わずに中世の諏訪の文献に見える点に関しては、タケミナカタの后神・八坂刀売（ヤサカトメ）の存在が参考になる。ヤサカトメの名は『古事記』『日本書紀』『旧事本紀』にはなく（『画詞』にもない）、古代の文献の中では六国史のうち『続日本後紀』（八坂刀売）、『日本文徳天皇実録』（八坂刀売）、『日本三代実録』（八坂刀売、八坂刀自）のみに見える。一方、ヤサカトメに相当する名は右掲の『諏訪講之式』に「八坂姫」という形で見えており、また安土桃山・江戸初期頃に成立した『根元記』<sup>13</sup>にも前宮の項に「前屋佐方乙女命」として記されている。六国史のうちヤサカトメの神名を記す『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』の版本が初めて出版されたのはいずれも寛文年間であり、『諏訪講之式』『根元記』の成立より後と見られること、また六国史における表記「八坂刀売」「八坂刀自」をそのまま採用したのではない「八坂姫」「屋佐方乙女」という表記が『諏訪講之式』『根元記』でなされていることを考えると、ヤサカトメの名は後世に中

央の文献から受容されて書かれたのではなく、諏訪の地において古代から（多少変容しつつ）連綿と伝承されてきたものと判断できる。それと同様に、夫神のタケミナカタの場合も、それまで全く忘れ去られていた神名が『古事記』『旧事本紀』『画詞』や六国史の受容により突如として浮上してきたというのではなく、その名自体は諏訪社の神の名として——中世には「諏訪（大）明神」の称が常用され、その名の存在感は薄れていたとは思われるが——諏訪において古代から伝承されてきたと見て良い。中世諏訪の文献上の（タケミナカタ）の名は、出雲からの敗走譚を持つ（『古事記』神話の登場人物としてのタケミナカタ）ではなく、それとは直接の関係を持たない、天降りなどの垂迹譚を持つ（諏訪で信仰されてきた神としてのタケミナカタ）のものであった。

### ③ 『諏訪上社物忌令』

室町時代頃の『諏訪上社物忌令』の中に、「訪其濫觴<sup>14</sup>、或称他国応生之霊<sup>15</sup>」、又ハ号「我朝根本之神」という一文がある。このうちの傍線部、諏訪明神を「我朝根本之神」とする説は、『画詞』祭巻第一の「垂跡二付テ異説アリ。或ハ他国応生ノ霊、或ハ我朝根本ノ神」と近似するもので、これは（タケミナカタは神代において地上世界を自発的に譲った神であり、その偉大な功績があったからこそ、天皇が今も治める「我朝」は成立したのだ）という諏訪円忠の独自の国譲り神話理解から生じた文句であった。

ただし、拙稿「諏訪明神縁起における聖徳太子伝の受容と展開——『諏訪大明神講式』を中心に——」（『國學院雑誌』第百二十二巻第五号、

二〇二一年五月)にて詳述した通り、『諏訪上社物忌令』の諏訪明神縁起部分は『画詞』ではなく『講式』を利用して作文されたものとなっているため、この箇所も直接的には『画詞』でなく『講式』の「或称他国応生之霊」、或号「我朝根本之神」を参照したものと見るほかない。『講式』を通じた間接的な影響の例とは言い得るものの、これもやはり『画詞』の直接の利用例とは言えない。しかも『諏訪上社物忌令』ではその「我朝根本之神」がいかなる意味を持つ称なのか(すなわち明神の事績としての国譲り神話の内容)には全く触れず、もう一つの「他国応生之霊」の内容にあたる、『講式』の直接的影響を受けた天竺からの仏教的垂迹譚の記述に終始する。先の『信重解状』や『諏訪講之式』の場合にもあらわれているように、中世諏訪では同じ円忠の編者でも『講式』の方が影響力は大きかった。

以上見たように、中世の諏訪地方とその周辺においては『画詞』自体の受容・利用は盛んには行われていなかったと考えられる。中世の諏訪の言説は、『画詞』と同根のものも部分的に含みつつも、多くの場合、既存言説を再編成した編纂物たる『画詞』そのものからは隔たったところにあった。

#### 四 武士の縁起書『信州諏方大明神縁起』における『画詞』の受容と儒教的再解釈

諏訪地方において『画詞』が本格的に受け入れられるようになるのは、近世に入ってからのことだった。その写本の形としての代表例が諏訪上社社家の権祝矢鳥家に伝えられた権祝本であるが、また、

『画詞』を利用して新たな縁起が作られるという例も、近世になると確認できるようになる。そうした縁起の中でも初期のものとは見なせるのが、諏訪藩三代藩主諏訪忠晴の弟盛條が貞享元年(一六八四)に奉納したと奥書にある縁起書『信州諏方大明神縁起』である。

『信州諏方大明神縁起』の内容は、「天地一道也万物一理也」「理之外無道道之外無理」などと説く儒教的な文言にはじまり、国譲り神話、神功皇后の三韓出兵、そして田村麻呂の高丸討伐に及ぶ。この国譲り・三韓出兵・高丸討伐の三種の縁起譚の記述は、この文献を紹介した二本松泰子氏が叙述内容の比較から既に明らかにしているように、『画詞』の縁起絵部に記される同様の縁起譚を参照して作成されたと考えられるものであった。このうち国譲りの部分を今改めて確認すると、

初天照大神高皇産霊尊令経津主命武甕槌命告大己貴命曰汝宣奉  
葦原中国以奉天孫朕亦使汝孫子永保其福也大己貴命以此言  
告二事代主命二事代主命許諾亦以告一此神一此神不三肯輕許一レ之  
乃手捧三千引石一而来自曰誰出二此言一者吾将レ闢レ力矣【①】  
既而一倭一悔遂拳中国以奉天孫退至於科野国洲羽海【②】【③】可  
謂至德也已民無得而称焉即今之所謂諏方大明神是也

と、タケミナカタにとって不名誉な描写である、①タケミカヅチの手が氷や剣となったことにタケミナカタが恐れて退く場面、およびタケミナカタが手を掴まれて投げられ逃げる場面『旧事本紀』の「刃故尔懼而退居尔欲取建御名方神手乞焔而取者如取若葦搯批而投離即逃去因追往而迫」、②タケミナカタが殺されかける場面『旧事本紀』の「将殺」、③タケミナカタが命乞いをする場面『旧事本紀』の「恐

矣莫殺我」が、『画詞』と同様に存在していない。ただし、『画詞』の文章がそのまま引き写されているというわけではなく、内容的にも必ずしも全く同一のものになっているというわけではない。むしろここでは、『画詞』の内容を再解釈し、新たな要素を加えている部分に注目したい。その再解釈という点において重要な記述が、傍線部「可謂至徳也已民無得而称焉」である。この一文と対応するものは、『画詞』にはない。これは一体どのような意味を持つ一文なのか。

この「可謂至徳也已民無得而称焉」と共通する文言は、実は『論語』に見える。『論語』泰伯第八の一、「子曰、泰伯其可謂至徳也已矣。三以天下讓。民無得而称焉」がそれである。『論語』の当該箇所は、周の古公亶父の長子である泰伯が、末子の季歴およびその子の昌（文王）に後を継がせることを望む古公亶父の迷惑を知り、自ら南方へ退き季歴の系統に国を譲った、という故事を踏まえ、国を密かに譲ったというその泰伯の行為こそが、民も知り称えることのない「至徳」なのだ、と孔子が称賛する文となっている。すなわち「信州諏方大明神縁起」の「可謂至徳也已民無得而称焉」とは、そうした泰伯の事績とそれに対する孔子の評価を引いてタケミナカタの事績に重ね、タケミナカタが自ら葦原中国を譲ったことを儒教の観点から「至徳」と称えたものと考えられるのである。

なお、この時代に最も説まれていたであろう『論語』の注釈書に朱熹の『論語集注』があるが、その中の泰伯第八の一に対する注釈には、「夫以泰伯之徳、当商周之際、固足以朝諸侯有天下矣。乃棄不取、而又泯其迹焉、則其徳之至極為何如哉。蓋其心即夷齊扣馬之心、而事之難処、有甚焉者。宜夫子之歎息而讚美之也」（そもそも泰伯は

どの徳を具えて殷周の交代期に当たれば、もとより諸侯たちを従えて天下を得るのに十分であった。それを棄てて取らず、そのうえ足跡をくりましたのであるから、其の徳の高さはどう表現できようか。その心は伯夷や叔斉が武王の馬を抑えて諫めたのと同じであるが、事態に対応することの困難さはそれ以上であった。孔子が嘆息して賛美したのは当然であろう」とある。『信州諏方大明神縁起』におけるタケミナカタの事績の解釈にこの『論語集注』の泰伯観が重ねられているとすると、タケミナカタも（天下を得るのに十分な徳を持っていたにもかかわらずあえて譲った）存在と捉えられていることになる。武力から徳へと、評価点にはややずれがあるものの、『画詞』のタケミナカタ解釈（天下を得る実力がありながらもあえて国を譲った）がここにも部分的に引き継がれているとも言える。

以上のような『論語』を利用した国譲り神話の再解釈、および縁起冒頭の「理」や「道」を説く長文の存在からして、『信州諏方大明神縁起』は儒教思想が色濃く反映された縁起書であると言うことができよう。儒教との関わりという点は、この縁起書が藩主の弟という儒教・朱子学を重視したと思われる武士身分の人物によって奉納されたとする伝えとも合致するところで、諏訪盛條が関わったという奥書も信憑性のあるものと見て良いと考えられる。<sup>19)</sup>『画詞』と『論語』を用いた、武士の目線による諏訪明神縁起が、この『信州諏方大明神縁起』の国譲り神話であった。

それに対し、近世の近い時期の諏訪上社の社家（大祝諏方家ら）が作成した縁起が、拙稿「国譲り神話と近世諏訪明神縁起―健御名刀命」の神話をめぐって―」（『古事記年報』第六十四号、二〇二

二年三月)で詳しく触れた『諏訪上社社例記』である。こゝちらは、儒学者林羅山の『本朝神社考』から国譲り神話を引いてはいるものの、『信州諏方大明神縁起』のように『論語』を引用するようなことはしていない。また、その国譲り神話の内容は『画詞』とは大きく異なる。「健御名刀命」という名の神についての話となっていた。そしてそれらの成立からしばらくの間、諏訪地方・諏訪社において影響力を持ったのは、諏訪藩王家の人間が関わった『信州諏方大明神縁起』ではなく、大祝諏方家らが作成した『諏訪上社社例記』であった。十八世紀の中頃までに多数頒布された略縁起類には、「健御名刀命」を天神・天降る神とするという、『諏訪上社社例記』と地続きでありつつ中世の諏訪明神垂迹譚(前節参照)の要素をも取り入れた神話が記されるようになっている。

ただし、『信州諏方大明神縁起』が全く顧みられなかったのかというと、必ずしもそうではないようである。権祝矢鳥家に伝わる写本(二本松泰子氏が紹介・翻刻したもの)の他、守矢家文書の中にはこの縁起に著しく近似する内容の文章を抄出して記載した『社領千石』という文献が存在することも確認できている。上社の社家の内部ではこの縁起が流通していたことが窺える。またこの『信州諏方大明神縁起』は、『信府統記』(享保九年(一七二四)成立)第五の諏訪上社の項にも、「信州上諏方神社記」として記載されている。

さらに、幕末頃になると諏訪上社では『信濃国一宮諏方本宮神系図伝略』というタケミナカタを中心とした神の系図を刷って頒布されるようになるが、その系図にタケミナカタの事績の説明として付された次の文は、『信州諏方大明神縁起』の国譲り神話とほぼ同一のも

のとなっている。

初メ天照大神高皇産靈尊令<sup>テ</sup>下ニ経津主命武甕槌命ヲ一告<sup>ゲ</sup>中大己貴命<sup>ニ</sup>上曰ク汝宜ク下<sup>テ</sup>奉<sup>テ</sup>ニ葦原中国ヲ一以<sup>テ</sup>奉<sup>テ</sup>天孫<sup>ニ</sup>上朕亦使<sup>シ</sup>テ下ニ汝子孫ヲ一永保<sup>ク</sup>中其福<sup>ヲ</sup>上也大己貴命以<sup>テ</sup>告<sup>ク</sup>此言<sup>ヲ</sup>告<sup>ク</sup>ニ事代主命一事代主命随<sup>フ</sup>レ之亦以<sup>テ</sup>告<sup>ク</sup>ニ健御名方命<sup>ニ</sup>健御名方命肯<sup>テ</sup>輕<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>随<sup>レ</sup>之乃<sup>チ</sup>手<sup>ニ</sup>捧<sup>テ</sup>テ千引<sup>ノ</sup>石ヲ一而<sup>レ</sup>来<sup>ル</sup>曰ク誰<sup>カ</sup>出<sup>セ</sup>ニ此言<sup>ヲ</sup>一吾<sup>レ</sup>將<sup>ニ</sup>競<sup>レ</sup>力<sup>ヲ</sup>矣既<sup>ニ</sup>シテ而<sup>レ</sup>悛<sup>メ</sup>悔<sup>テ</sup>遂<sup>ニ</sup>奉<sup>テ</sup>テ中国ヲ一以<sup>テ</sup>奉<sup>テ</sup>天孫<sup>ニ</sup>退<sup>ル</sup>テ至<sup>リ</sup>ニ於<sup>テ</sup>科野国洲羽ノ海ノ東ニ一鎮座云<sup>々</sup>矣<sup>ニ</sup>

この『信濃国一宮諏方本宮神系図伝略』が頒布された頃の諏訪上社大祝である諏方頼武(大祝在職期間…一八四一〜一八六五)は、後述する平田門下の国学者松沢義章に国学を学んだ人物で、幕末頃の上社は国学の影響下にあつたと考えられる。それまで上社が発信していた「健御名刀命」天神説のような『古事記』などの説と著しく乖離した話は国学の視点から回避したいが、『古事記』そのものの説は諏訪明神の由来として載せるには不名誉で憚られる、というような判断から、穏当で使いやすい縁起譚として『信州諏方大明神縁起』所載のものが選ばれたのかもしれない。ただし、『信州諏方大明神縁起』にとって肝心の「可謂至徳也已民無得而称焉」という末尾のタケミナカタに対する評価は、ここでは省かれている。国学と繋がりのある頃のものであるため、儒教的な評価を嫌ったのだろうか。いずれにせよ、江戸時代前期頃に『画詞』の影響のもと成立した『信州諏方大明神縁起』の国譲り神話は、百五十年以上の時を経て遂に一般民衆に広まる機会を得たのであつた。

## 五 『画詞』 写本と近世の諏訪上下社・国学者

『画詞』の諏訪地方における本格的な受容は、明暦三年（二六五七）に六十三歳で死去した諏訪上社権祝矢島綱政による、信濃国伊那郡南原（長野県飯田市下久堅南原）文永寺における『画詞』書写を契機としてはじまる。その権祝綱政書写本に近い——あるいは権祝綱政書写本そのものとも考えられる——写本である権祝本（権祝矢島家に伝来）を中心として、それを祖本とした大祝本・村井本・続群書類従本・松沢本・路原拾葉本・八洲文藻本・金刺高野本・金刺飯田本といった諸本が作成されていった。ただ、それら諸本の中には、天明四年（一七八四）に国学者村井古巖が林崎文庫に奉納した多くの書物の中の一つである村井本、黒河春村書写本を底本とする続群書類従本、また叢書の中に収められる路原拾葉本・八洲文藻本のように、諏訪信仰および『画詞』への特別な興味から書写されたものというより、単に国学者が蒐集した多数の古典籍の一つであったり、叢書としてまとめられた膨大な量の古典籍の一つであったりといった位置付けの写本も多い。また、そのような性格の写本である村井本・続群書類従本・路原拾葉本・八洲文藻本のうち、信濃国高遠藩の儒学者である中村元恒・元起父子が信濃の文献を集めるために編んだ『路原拾葉』に収録される路原拾葉本以外は、そもそも信濃ではない場で作成された本である。

さて、それらを除いた大祝本・松沢本・金刺高野本・金刺飯田本が、諏訪社・諏訪地方と関わりの深い写本ということになる。ただ、

そのうち大祝本（大祝諏方家文書）は書写年代不明の写本であり、その大祝本を利用した上社大祝家の『画詞』関連の活動は目立ったものは確認できていない。前節で触れたように、幕末以前の近世の上社において公式の縁起として扱われ重視されたのは大祝らが江戸幕府に提出した『諏訪上社社例記』に連なる縁起譚であったようである。その『諏訪上社社例記』の中で説かれた「健御名刀命」の神話は、大祝家所縁の縁起『信重解状』の「天降」の神話とも接点を持ち、形を変えながら、近世後期まで諏訪上社の公式の縁起として発信されていく。それに対し『画詞』に関しては、近世に入ってからしばらくの間は、上社の中では諏訪明神の垂迹縁起を記すものとしてはさほど重んじられてはいなかったように見受けられる<sup>22</sup>。

一方、諏訪下社における近世の縁起をめぐる活動については資料が少なく不明点が多いが、天保五年（一八三四）には、『画詞』の影響を窺わせる垂迹譚を冒頭に記す「奉願口上覚」（桃井家文書五九）という次のような文書を、下社禰宜大夫桃井氏が寺社奉行に提出している。

信濃国一宮下諏訪明神者、大己貴命之御子神に而御名を建御名方命与奉称。延喜式神名帳名神大二座。父神天下経営之後御讓を被為請、芦原中津国を領請之所、天神之勅命に依而鹿島鳥取両神出雲国へ下向之御、国を争給而千引石を手末に棒（ツツ）に而、力競を成給、又劍を取て勇猛を願、**①**神兵を率而、信濃国州羽海に至給**②**時、**③**芦原中津国者天孫可持。国を以神（カミ）之讓として他国に不行と御誓約有。是当社鎮座之濫觴に御座（ウラ）候。

この中の傍線部において、①タケミナカツチの手が氷や剣となったことにタケミナカタが恐れて退く場面と、タケミナカタが手を掴まれて投げられ逃げる場面、②タケミナカタが殺されかける場面、③タケミナカタが命乞いをする場面の三点がない、『画詞』式の国譲りが記されている。また、剣に関する行為がタケミナカタの武勇を示すものになっている点も、『画詞』を受け継いだ記述と言える。なお、桃井家文書にはこれとほぼ同じ国譲り神話を記した「乍恐口上書を以奉申上候」(桃井家文書五五・嘉永元年(一八四八)に彌宜大夫桃井氏が寺社奉行に提出したもの)という文書も存在する。このように、少なくとも天保年間以降には、『画詞』に部分的に準拠したような内容の神話を下社側は記していた。<sup>(24)</sup>

そしてこれとほぼ同時代には実際に、下社側にも『画詞』の写本が存在した。『画詞』現存写本のうち金刺高野本(および翻刻によってのみ内容を確認できる金刺飯田本)は、近世後期の諏訪下社大祝であり平田門下の国学者でもあった金刺信古(一八一八―一八五九。今井信古とも。下社武居祝今井氏の出身)による書写本(金刺信古本)を祖本とするが、その金刺信古本は、権祝本を底本とし神長官守矢家の神長本と自らの家の武居祝本によって校合を加えた写本であったことが、金刺高野本・金刺飯田本の本奥書より判明している。すなわち下社には少なくとも、大祝金刺信古が書写・校合した本である金刺信古本、およびさらにそれ以前から武居祝家に伝わっていた武居祝本があり、そうした写本(年代を考えると武居祝本か)を元にして、先述の彌宜大夫桃井氏が寺社奉行に提出したような諏訪明神縁起が形作られるに至ったと考えられる。

また、下社の金刺信古本の存在は、信古と関わる国学者とその周辺のネットワークにおける『画詞』の流通に大きな役割を果たしている。例えば、信古と交友関係にあった上田の国学者成沢寛経は金刺信古本の書写を行っており、その成沢寛経本を書写したのが松代藩士高野武貞の金刺高野本であった。<sup>(25)</sup> 加えて、『日本書紀通釈』の著者として知られる諏訪藩出身の国学者飯田武郷の所持本であった金刺飯田本も、金刺信古本・成沢寛経本を経由した写本である。

## 六 国学者松沢義章の『画詞』書写と利用

先に列挙した権祝本を祖本とする現存諸本(大祝本・村井本・続群書類従本・松沢本・落原拾葉本・八洲文藻本・金刺高野本・金刺飯田本)のうち、松沢本については唯一どのような写本であるか前節では触れていなかったが、この写本も『画詞』の利用という観点から見ると特徴的な写本である。松沢本は、金刺信古と交友関係にあった平田門下の国学者のうちの一人であり、諏訪上社の近世後期・幕末頃の<sup>(26)</sup>大祝諏方頼武の国学における師でもあった松沢義章によって、天保十年(一八三九)に書写された本である。この本は金刺信古本を経由して書写されたものではない。そしてその書写態度は、自らが誤りと判断した箇所(他本との校合などの作業を経ずに)独自に朱で訂正を加え、時には大幅な字句の挿入も辞さないというものであった。

その態度が顕著にあらわれているのが冒頭の国譲りの部分で、他本では「先其御手ヲ取テ則氷ヲ成立又劍ヲ取来テ科野ノ国洲羽ノ海

二至ル時」とある箇所が、松沢本では「先其御手ヲ取<sup>レ</sup>ムト欲フ故  
其手ヲ取シムレハ則立氷ト取<sup>レ</sup>成<sup>レ</sup>立<sup>レ</sup>又劍<sup>ヲ</sup>ノ刃ト取ナス追来テ  
科野ノ国洲羽ノ海二至ル時<sup>(20)</sup>」(朱筆部分を傍線で示した。囲み線の  
箇所は、松沢本に松沢義章自身が付した序文によれば「捨べきし  
し」であるという)となっている。この朱による挿入部分は、元の  
『画詞』において省かれていた(タケミカヅチがタケミナカタに自ら  
の手を取らせた)(タケミカヅチがタケミナカタを追った)などの要  
素を再び補ったもので、『旧事本紀』を読み換えて独自の国譲り神話  
を語っていたはずの『画詞』をわざわざ『旧事本紀』に準拠した内  
容に戻してしまっている。義章は自身の著作『顕幽本記』(嘉永元年  
(一八四八)に執筆、嘉永五年(一八五二)に訂正を加えて成立)に  
おいて(幽冥事を司るオホクニヌシの正統後継者に最も相応しいの  
はタケミナカタである)という主張を行っているが、当該主張を補  
強できそうな内容であるにもかかわらず『画詞』の国譲り神話をそ  
の中で引いていないのも、右に見たように義章が『画詞』の写本に  
見える国譲りの記述を誤りだと捉えていたためと思われる。

ただし、国譲り以外の部分に関して言うと、むしろ義章は頻繁に  
『画詞』を利用していった。例えば、諏訪藩の家老千野氏の命を奉じて  
国書・古記に見える諏訪に関する記述を抄出し年代順に並べた義  
章の著作『奉令集』では、史料の一つとして『画詞』の記事を数多  
く採用している。また、『洲羽国考』(弘化二年(一八四五)に執筆、  
嘉永五年(一八五二)に訂正を加えて成立)では、神功皇后の三韓  
出兵、田村麻呂の高丸討伐、金刺盛澄の事績などの事柄について『画  
詞』の記述を参照しており、『顕幽本記』では、中先代の乱の後に諏

訪頼継が大祝に復帰した話や、杲円(平頼綱)と諏訪社の頭役との  
間のトラブルの話、洩矢と諏訪明神の争いの話など様々な記事を『画  
詞』に拠って書いている。これほどまでに多岐にわたって『画詞』  
を利用した人物は、これ以前には確認できない。

特に洩矢との争いの話について『画詞』を参照している点は、諏  
訪明神垂迹譚の展開という観点からすると一つの転換点と見なせ  
る。『顕幽本記』の洩矢の話は次のようなものであった。

又藤島大明神と称<sup>ル</sup>るは、大御神此地を内縣と定め玉ひ、大宮造  
り為玉はむと思ほし食し時、守屋神といふ神元より此地を領<sup>シ</sup>  
きて在けるが、大御神を此地に入れ奉らじと距<sup>コ</sup>み防ぎ奉りしか  
ば、藤島大明神に詔<sup>リ</sup>玉ひて其を伐しめ玉ひければ、守屋神力及  
ばて従ひ奉りて他所に去れり。此は画詞の書に徴文あり<sup>(21)</sup>。

中世の『講式』以来、洩矢は物部守屋と同一視され、洩矢との争  
いの物語は長らく物部守屋(守屋大臣・守屋逆臣)との争いと見な  
されてきた。それが近世後期になると、寛政年間頃の地誌『諏方誌』  
のように、『日本三代実録』の版本の(誤写あるいは誤刻より生じた)  
記述から(諏訪明神に反抗したモリヤは物部守屋でなく「守宅神」  
という地主神だ)とする主張が見られるようになる。それに続いて、  
諏訪明神と対立したのは諏訪の地を本来領していた「守屋神といふ  
神」であった、ということをも『画詞』に即した形で言っているのが  
この『顕幽本記』である。右の引用文の直後に触れられる橋原村の  
「守屋大明神」(今の岡谷市川岸東橋原区の洩矢神社)に合わせても  
「洩矢」の表記は「守屋神」となっているもの、守屋神といふ  
神」という言及の仕方は、これが著名な存在である物部守屋でなく

諏訪のローカルな土着の存在（モリヤ）であるということを意識したものと思われる。また、その「守屋神」と実際に直接対峙し戦う神を「大御神」（諏訪明神）ではなく、大御神に命令される「藤島大明神」であると明確に示している点も、『画詞』に則った記述となっている。

以上のように、近世後期以降の国学者らの活動を経て、『画詞』はようやく諏訪社の縁起書の中でも重要なものとして見なされ、利用されるようになったと考えられる。

## 七 おわりに

南北朝時代の京都で作成された『画詞』は、その京都の地においては原本を中心とした利用が成立以来なされていたが、諏訪地方において盛んに受容・利用されるようになるのは近世、特にその後期以降のことであったと見られる。ただし、中世の諏訪では、『画詞』の縁起譚を再構成した『講式』が大きな直接的・間接的影響を及ぼしており、近世後期までに語られる（モリヤ）をめぐる諏訪明神垂迹譚・社家の氏祖伝承の多くは、『講式』を契機とする受容の系譜に連なるものであった。また、近世には、『画詞』を利用して『信州諏方大明神縁起』が作られ、さらにその『信州諏方大明神縁起』所載の国譲り神話の一部は幕末頃になって『信濃国一宮諏方本官神系図伝略』という形で頒布された。それと並行するように、松沢義章・金刺信古・成沢寛経・飯田武郷ら平田門下の国学者たちを中心として『画詞』自体も取り上げられるようになり、近代に至ることとな

る。

明治期の諏訪明神縁起の発信は主に旧神長官の守矢家（特に、幕末の神長官守矢実顕の子である実久）によって行われた。その守矢実久が著した『諏訪神社略縁起』<sup>30</sup>に記される国譲り・三韓出兵・高丸討伐・蒙古襲来といった縁起譚は、『画詞』尊重の風潮を反映してか、ほとんど『画詞』に準拠したものとなっている。<sup>31</sup>

同じく守矢実久により明治初期に編纂された『神長守矢氏系譜』という系図では、「守宅神」の父（守矢氏の祖神）として「洩矢神」が置かれ、さらに国譲り神話と連続する話として「洩矢神」との神戦譚が位置付けられている（出雲から来たタケミナカタがそのまま続いて「洩矢神」と戦うこととなる）。『三代実録』版本より生じた「守宅神」をそのまま守矢氏の祖神として扱うのではなく、その上に「洩矢神」なる神を配するのは、『画詞』に登場するのが「洩矢」であることとの整合性を重視した結果とも考えられる。また、「洩矢神」の記事の直後には参考資料として種々の文献が引用されるが、その筆頭には、当時『画詞』より成立年代が古いと見なされていたはずの『信重解状』や『諏訪上社物忌令』を押しつけて、『画詞』の「洩矢」の話が置かれており、ここにも『画詞』重視の姿勢を窺うことができる。

その後、『画詞』や『神長守矢氏系譜』は諏訪地方の歴史に関する一大叢書『諏訪史料叢書』（一九二五年より随時刊行、全三十六巻）に収録され、諏訪信仰の重要史料として近代的な研究の組上に載せられることとなっていく。『画詞』という文献の現在の位置付けは、中世から近代に至るまでのこのような流れの中で構築されてきたも

のであった。

〔注〕

- (1) 二本松康宏「諏訪縁起の変容―諏波大王から甲賀三郎へ」(『福田晃・徳田和夫・二本松康宏編『諏訪信仰の中世 神話・伝承・歴史』三弥井書店、二〇一五年) 一四四頁。
- (2) 二本松康宏、注1前掲論文、一四四頁。
- (3) それまで諏訪で知られていなかった話(国譲り神話など)を取り入れたり部分的に新たな要素を組み込んだりしている箇所があれば、他文献と比較して相対的に諏訪在地の縁起譚の古態を残していると思われる箇所もある。
- (4) 『諏方大明神画詞』の引用は近藤喜博・宮地崇邦編『中世神仏説話 続々』(古典文庫、一九七一年)により、私に濁点を付した。なお本稿では、国譲り神話を記す文献の引用に際して、『旧事本紀』からの省略箇所を黒丸数字【1】・【2】・【3】で示す場合がある。
- (5) 『先代旧事本紀』の引用は工藤浩・松本直樹・松本弘毅校注・訳『先代旧事本紀注釈』(花鳥社、二〇二二年)による。
- (6) 拙稿『先代旧事本紀』の受容と神話の変奏―神社関連記事の利用をめぐる―」(『國學院雑誌』第百二十一卷第十号、二〇二〇年十月) 参照。
- (7) 『諏方大明神講式』の引用は『神道大系』神社編三十 諏訪による。
- (8) 拙稿「諏訪明神縁起における聖徳太子伝の受容と展開―諏方大明神講式』を中心に―」(『國學院雑誌』第百二十二卷第五号、二〇二二年五月)、「諏訪信仰における聖徳太子伝の影響―物部守屋に注目して―」(『伝承文学研究』第七十号、二〇二一年八月) 参照。
- (9) 京都においては有力者に対して『画詞』原本の進覧が度々行われたほか、『画詞』原本を持ち伝えた京都諏訪氏は、『講式』の例以外に、系図や鷹書の作成、そして狩猟の特権の主張などにも『画詞』を利用した。なお、京都での『画詞』利用の様相については拙稿『諏方大明神画詞』諸本考』にて整理を行っている。
- (10) 『諏訪信重解状』の引用は『諏訪市史』上巻(諏訪市、一九九五年)所載の影印により、私に句読点、傍線を付した。
- (11) 『伊那古大松原大明神縁起』の引用は二本松康宏「諏訪縁起の再創生―伊那古大松原大明神縁起』の情景」(二本松康宏編『諏訪信仰の歴史と伝承』三弥井書店、二〇一九年)による。
- (12) 『諏訪講之式』の引用は小林崇仁「茅野市昌林寺蔵『諏方講之式』翻刻と解題」(『蓮花寺佛教研究所紀要』第十五号、二〇二二年三月)による。なお、ここで引用したのは神ノ原本である。
- (13) 『根元記』および近縁の文献「諸神勸請段」「祝詞段」の成立年代については、浅川清栄「諸神勸請段・祝詞段・根元記について」(『諏訪市史研究紀要』第二号、一九九〇年三月) 参

照。

(14) 『諏訪上社物忌令』の引用は『諏訪史料叢書』巻三により、私に句読点、濁点、返り点、傍線を付した。なお、ここで引用したのは原家本である。

(15) なお、中世の諏訪地方において『画詞』の存在に言及したものととしては、天正年間頃の郡境に関する紛議の際に神長官が作成した報告書の控である「神長官諏訪郡境覚書」（『諏訪史料叢書』巻十五所収）の中の記述「伊那郡之境者大田切二候、無<sub>レ</sub>疑証文神秘絵縁起之内より両卷罷出候、此縁起者幸洛中二御座候条歴然之儀二候」がある。神長官が（伊那郡と諏訪郡の境は大田切である）という「画詞」（縁起絵部巻中および巻四）の中の情報をどのような形で手にしていたかは判然としないが（巻中・巻四の当該記事の部分的な抄出文・摘要のような形であった可能性もある）、仮にこの段階で神長官の手に完本の『画詞』写本があったとしても、写本流入の時期が天正年間からそう遠くないかなり遅めの時期だったか、あるいは比較的早期に入ってはきたものの神長の重書として嚴重に秘されていたかといった理由で、先述の『信重解状』や『諏訪講之式』などには記述が採用され得なかったということになるのだろう。

(16) 『信州諏方大明神縁起』の引用は二本松泰子「諏訪上社の縁起伝承―諏訪市博物館寄託諏訪神社上社権祝矢鳥家文書『信州諏方大明神縁起』を端緒として―」（『信濃』第七十二巻第十二号、二〇二〇年十二月）により、私に傍線を付した。なお、

『信府統記』および神長官守矢史料館寄託守矢家文書の「社領千石」（目録番号一〇八六）に「信州諏方大明神縁起」と部分的にはほぼ同文の文章が収載されているため、それを参照して権祝矢鳥家文書本の誤写と思しき箇所を改めた。

(17) 二本松泰子、注16前掲論文。

(18) 『論語』本文、および後掲の『論語集注』の本文と訳の引用は土田健次郎訳注『論語集注』二（平凡社、二〇一四年）により、私に傍線を付した。

(19) 後述のように享保九年（一七二四）の『信府統記』に引用があり、年代的にも不審はない。

(20) 『信濃国一宮諏方本宮神系図伝略』には記名や印によって発行者と思しき機関・人物が表示してあり、架蔵本三本の左下隅にはそれぞれ「諏方頼武」（朱陽刻印）、「諏方宮五官 祢宜太夫」（記名）、「諏方本宮」（記名）とある。引用は架蔵諏方頼武本（一枚刷。楮紙。縦一〇九・六糎、横四五・五糎）による。

(21) 小平雪人「諏訪霞朝公略伝」（原治郎右衛門編『迎春楼遺存』諏訪霞朝公顕彰会、一九三八年）参照。

(22) ただし、縁起譚以外の部分、すなわち神事の詳細を記す祭絵部に関しては、『画詞』に独自の神事関連記述を書き加えた神長本や、祭絵部のみを取り出した擬祝本といった利用の形態がある。これらの写本の作成年代は判然としないものの、神事に関するところでは近世後期以前の上社でも『画詞』が参考資料としてよく利用されていた可能性がある。

(23) 「奉願口上覚」の引用は蟹江文吉編『下社欄宜大夫桃井古文書

解説集成』下巻(桃井古文書刊行会、二〇〇四年)により、  
私に句読点、傍線を付した。

(24) なお、「奉願口上覚」のうち「父神之讓として」といった記述  
は『諏訪上社社例記』の影響を受けている部分でもある。

(25) 成沢寛経・高野武貞の周辺の交友関係、および高野武貞の『画  
詞』書写については、五味夏希「高野武貞による『諏訪大明  
神絵詞』書写の経緯―安政五年・六年の日記から―」(『信濃』  
第七十巻第五号、二〇一八年五月)に詳しい。

(26) 松沢本の本文は原本(國學院大學図書館所蔵)からの複写物  
により閲覧した。

(27) この義章の主張の内容については、みつまつまつこと「洲羽国」  
の思想―平田門人松澤義章の世界―(『思想史研究』第九号、  
二〇〇八年九月)に詳しい。

(28) 『顕幽本記』の引用は『諏訪史料叢書』巻二十により、私に句  
読点、濁点、傍線を付した。

(29) 『日本三代実録』寛文十三年版本の貞観元年(八五九)二月十  
一日条に従五位上を信濃国の「守宅神」に授けるといふ記事  
があり、『諏方誌』はこれを根拠としてモリヤが物部守屋では  
なく地主の神「守宅神」であることを説く。しかし、『三代実  
録』の他の多くの諸本では当該条の同神の名を「宝宅神」に  
作り、これは一般に信濃国安曇郡の式内名神大社穂高神社を  
指すと解される。注8前掲拙稿(二〇二二年八月)参照。

(30) 実久の死後、明治三十五年(一九〇二)に弟の守矢真幸が編  
者となって出版された。

(31) 加えて当時の情勢を反映し、三韓出兵・蒙古襲来などに連な  
る事柄として日清戦争を位置付け、その日清戦争においても  
諏訪明神が奇瑞をあらわしたと記している。

(32) 『神長守矢氏系譜』以前の文献と思われる守矢家文書の中の  
『諏訪大明神由来』(目録番号二九二。近世後期頃成立か)  
には、出雲から来たタケミナカタに「守宅神」が敗れるといふ  
話が記されており、守矢家の内部でも祖神を「洩矢神」でなく  
『三代実録』版本に由来する「守宅神」と認識していた時期が  
かつてあったことがわかる。なお、当該文献の国譲り神話は、  
『信州諏方大明神縁起』『信濃国一宮諏方本宮神系図伝略』所  
載の神話の記述を一部取り入れつつ、(タケミナカタが力比べ  
をして神威を見せつけタケミカヅチ・フツヌシの二神を恐れ  
させたが、二神の説得に応じて考えを改め国譲りを了承し、  
二神を引き連れて諏訪に赴き守宅神らを破った)という話と  
して描かれている。この『諏訪大明神由来』からは、「神長  
守矢氏系譜」の前段階の守矢家の言説を窺うことができる。

〈付記〉

本稿は、博士論文「諏訪明神縁起の研究―諏訪信仰の神話世界―」  
(北海道大学、二〇二二年三月)第三章第二章を加筆修正したもので  
ある。

(まえた) りょうたろう・日本学術振興会特別研究員(PD)